

○10番（田山文雄君） 皆様，こんにちは。議席番号10番，田山文雄でございます。議長より発言の許可をいただきましたので，一般質問をさせていただきます。執行部の誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

また，傍聴者の皆様におかれましては，お忙しい中，議会にお越しいただきまして，大変にありがとうございます。

まず，質問を始める前に，今回の九州地方を襲った大雨による災害で亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに，被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは，質問をさせていただきます。まず，1項目めの認知症対策についてお伺いをいたします。急速な高齢化に伴い，65歳以上の認知症患者は，現在の500万人から2025年には約700万人になると見込まれています。65歳未満の若年性認知症の問題もあります。医療や介護などの社会保障が大きく膨らみ，支え手となる家族にも経済的，肉体的，精神的な負担が重くのしかかり，介護をする人もされる人も，認知症を患っている認知介護も深刻な問題になります。認知症対策をどう強化していくかは，喫緊の課題でもあり，自治体の責務であると思います。

そこで，認知症の早期診断や早期発見ができる体制づくりが重要であると思いますが，当町の取り組みについてお伺いをいたします。

また，高齢化が進む中，難聴者の数は増加している一方で，難聴は認知症のリスク要因という報告が発表され，関心を集めています。2017年の国際アルツハイマー病会議で，認知症のリスクに関する発表が行われ，認知症のうち約65%は個人の努力では予防できないが，約35%は予防，修正が可能な要因により起こるというものでありました。この35%の予防できるリスク要因は，糖尿病，社会的孤立，運動不足，鬱，喫煙，肥満，高血圧，難聴，15歳以下の低教育の9つで，そのうち難聴が最も多くの割合を占めています。認知症の予防できるリスクのうち，最大のリスクが難聴であるということになります。

難聴と認知機能の低下にはどのような関係があるのか。その因果関係について幾つかの仮説が報告されています。1つ目は，難聴により音や言葉が聞こえにくくなることで，聴覚を必要とする日常のさまざまな活動が減少し，認知機能の低下がもたらされるということです。例えば会話が成り立たないことなどによりコミュニケーションが減ったり，家に引きこもるなどして活動性が低下したりするということが認知機能を低下させる要因になると言われています。

2つ目には，難聴と認知機能の低下が共通の原因で起こるということで，難聴と認知症は同じメカニズムで起こる病態であり，難聴がある人ほど認知機能も低下しやすいと考えられます。

3つ目には，難聴があると聞き取ることが困難になり，脳の働きの多くが聞くことに費やされるために，ほかの認知的作業が減ってしまい，それが機能の低下につながるという考えです。また，この難聴を放置することによるリスクは，認知症以外にも考えられるという指摘もあり，難聴があると将来的には鬱病を発症するリスクも高まるという報告もあります。

難聴と認知症との関係性が実証されており、予防の観点からも補聴器が必要であると思
います。ただ、購入するに当たっては、高額のため購入できないとの声もあり、当町として
購入費用の助成の考えについて、お伺いをいたします。

次に、2項目めの所有者不明土地対策についてお伺いをいたします。2017年6月に一般財
団法人国土計画協会が地籍調査を活用した推計で、所有者不明土地は約410万ヘクタールに
上ると公表されました。これは九州の面積に相当します。このまま対策をとらないと、不明
土地は2020年から5年ごとに約60万ヘクタール、これは山口県の面積とほぼ同じですが、
2040年には約720万ヘクタール、北海道本島の面積に相当すると推計が出されました。日本
と同様の土地法制を持つ国は多くありますが、この所有者不明土地が国レベルの問題とし
て発生しているところはないと言われていています。国も対策に乗り出し、所有者不明土地の利
用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、所有者不明土地の利用促進を目的に6月1日
から施行されました。全国的にも所有者不明の土地がふえており、社会問題になっていま
すが、当町における現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、3項目めの消費税引き上げに伴う対応についてお伺いいたします。日本は、超少子
高齢社会に向かっている現状の中、近い将来、1人の若者が1人の高齢者を支えることにな
るかもしれない。社会保障は毎年1兆円ずつ膨らみ続ける中で、年金、医療、介護などの社
会保障を支えるための財源として、この消費税率の引き上げが行われる予定となっております。
10月1日より消費税が10%になることに伴い、国もさまざまな支援策や税制措置が予
定されています。幼児教育の無償化や年金生活者支援給付金の支給、低所得者、子育て世帯
向けプレミアム付商品券、自動車の購入者に対する税制措置や住宅購入者等に対する税制
予算措置、その他商店街活性化や防災・減災、国土強靱化など、使い方の問題はありと思
いますが、住民に多く関係することについては周知していくことが大切であると思いま
すが、当町における周知の取り組みについてお伺いをいたします。

以上、3項目、4点についての1回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、認知症対策についての質問に対する答弁を求めます。
福祉部長。

〔福祉部長 椎名 保君登壇〕

○福祉部長（椎名 保君） 改めまして、こんにちは。それでは、田山議員の1項目め、認
知症対策についての1点目、認知症の早期診断や早期発見ができる体制づくりが重要だ
と思うが、当町の取り組みについてとのご質問にお答えいたします。

厚生労働省から出されている認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、我が国
の認知症高齢者の数は、2012年で482万人とされております。2025年には約700万人に達する
と見込まれると記述されています。この新オレンジプランに基づき、猿島郡認知症初期集中
支援チームを西南医療センター病院に委託、設置しております。これは、医療・介護の専門
職が対象者やその家族の訴えにより、認知症と疑われる人及びその家族にアセスメントや
初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートをするもので、早期診断につながる

ものと考えております。

対象者の把握としては、本人、家族、隣人、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターからの情報提供をいただいております。早期発見については、75歳到達時、後期高齢者医療制度に移行する通知を送付する際、基本チェックリストという調査票を同封し、保険証受領時に提出していただいております。この調査は、認知症に関する項目を含めており、回答結果を精査し、介護予防教室等へ参加を促しています。9月には、認知症を知る月間に当たり、認知症に関する啓発のためのパンフレット、認知症の気づきチェックリストを行政区を通して住民の皆さんに配布する予定でございます。

また、認知症に関するプログラムとして、認知症声かけ模擬訓練を10月に実施する予定でございます。認知症サポーターを中心に行う検索模擬訓練であります。地域住民と他機関連携による高齢者の見守り、声かけの促進を地域の方々を交えて擬似体験することにより、認知症早期発見の啓発につながると考えております。

認知症に関する課題は、本人に認知症の自覚がなく、認知症を認めたくないこと。若年性であっては本人とその家族も認めたくないこととありますが、早期発見、早期治療の重要性については深く認識しているところでございます。今後も十分調査研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目、近年、国際的な研究によって難聴と認知症との関連性が実証されており、予防の観点からも補聴器が必要であると思うが、購入費用の助成の考え方についてのご質問にお答えいたします。議員ご質問のとおり、難聴と認知症の関連性につきましては、さまざまな報告がありますが、アメリカにあるボルチモア疫学研究所において、難聴は認知症発症の独立した危険要因であることが報告されています。また、国内の医療機関からも、認知症患者における難聴は、認知機能の憎悪を促進する要因であり、補聴器装用が認知機能を改善したという報告もされております。

議員ご質問の予防の観点からも補聴器が必要であると思うがでございますが、現在補聴器の購入費助成については、障害者手帳を交付されている難聴障害者への助成は実施しているものの、それ以外については行っていない状況であります。茨城県内の助成金交付状況についてですが、44市町村のうち、古河市の1自治体が助成を行っているところであります。助成基準額は、購入費の2分の1以内、上限が1万円、1人1回、1台のみとなっております。昨年の交付実績は116件で、本年度の予算額は130万円と伺っております。補聴器の市場価格についてですが、安価なものでは数千円から、高額なものは十数万円と幅が広く、セパレート型や耳かけ式、耳穴式等、多種にわたっています。

認知症患者における難聴は、認知機能の憎悪を促進する要因であると理解するところではありますが、そのほかの認知症予防も重要であると考えております。認知症にならない、進行させないために、ファミリー境において週1回実施しているステップアップ教室やシルバーリハビリ体操は、西南医療センターを初め12カ所で各会場において毎月一、二回実施しております。体を動かすことで、脳血流が増加し、脳の活性化につながるものと考えていま

す。予防の観点から申し上げれば、体を動かす体操であったり、いきいきクラブやサロンなどの通い場への社会参加は、人と人との交流を通して、楽しみの増加、自己現実を果たすものにつながり、認知症予防に有効であると考えております。

また、補聴器の購入費用の助成につきましては、費用対効果も含め、調査してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今答弁いただいたとおりでと思うのですが、実は認知症は、加齢と強い関係を持っている。要するに高齢者になればなるほど認知症のリスクといいますか、それが高くなっていくということによっておられます。先ほどありましたように、35%は予防が可能であるという数字の中では、1度MCI、要するに軽度認知障害と言われた方でも、31%の人が再び正常な状態にまで回復したとか、そういった資料もございます。結果、だからこそ自分の認知機能の低下を感じ始めたら、まずそれを放置するのではなくて、早目に取り組みを開始することによって、認知症の予防にまたつながっていくということが報告をされているわけですが、先ほど答弁の中に、後期高齢者になったときに認知症の方のチェックリスト、多分いろんな中身は違うと思うのですが、これは認知症の人と家族の会という方が、これはネットで出ますけれども、早期発見の目安ということで、質問にこういう形でチェックを入れて、自分で診断していくという、多分そういった形だと思うのですが、今境町で後期高齢者に送られているというのは、多分こういった形のやつを言われているのですか。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（張替克己君） それでは、田山議員さんの質問にお答えしたいと思います。

どのようなものかということだと思いますけれども、ちょっと遠くて見えなかったのですが、後期高齢者の保険証の交付の際にお渡しするものについては、全部が認知症関連ではなく、いろんな項目が入っておりまして、その中で部分的におよそ3分の1ぐらいだと思いますが、認知症に関連する項目が入っているところがございます。それを保険証交付のときに提出いただいて、チェックをさせていただいているところがございます。それと、先ほど答弁の中にありました気づきチェックリストにつきましては、認知症に関連するものということで、今各行政区を通して配布をさせていただくように準備を進めているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今は紙で行政区に多分配るといふことかなと思ふのですが、1つは、いろんなところで、実は今、町のホームページの中に認知症簡易チェックサイトというの

があります。一つの例は、宮崎県の一つの町の例ですけれども、実際、この前、インターネットで見たら、意外とこういった認知症の簡易チェックサイトみたいな形でチェックの項目が入って、要するに質問が100項目ぐらいあって、それを自分でチェックをして、ちょっと疑いがあるなと思ったら病院で診てもらおうとか、そういう意味での早期発見のために今活用されているのだろうなと思うのですが、こういったことだとすぐに町でもできちゃうと思うのですが、こういったことの考えとといいますか、これをホームページの中で認知症の簡易のチェックサイトみたいな形でやってはどうかと思うのですが、この点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（張替克己君） それでは、田山議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

現在境町のホームページのほうには、そのようなチェックリストについて掲載をしてございませんので、今後、今回お配りするようなチェックをホームページ上でも行えるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対する質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 一応今後検討していくということですので、それはいいのですけれども、あと2番目にありました補聴器の助成というのは、なかなか今調査研究をやっているところも余りない。古河市しかないという話で、恐らく古河市でも、多分認知症の対策として補聴器をやったわけではないと思っているのです。今後ますますそういった認知症の問題とかを考えますと、やっぱり補聴器も一つの予防の手段としてはやっぱり有効なのかというふうにも思いますので、どうかこれも本当に調査研究していただいて、やっぱり必要だなということであれば、例えば町の助成を、少し補助金を出していただくような形でぜひ検討をしていただきたいなというふうに思います。これは答弁ないでしょうから……町長、あるのですか。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

多分もともとは革新系の方々がこの政策をやっていて、東京都にはその名残で、加齢性の難聴の補助金を何区か、五、六区ぐらいですか、やっているところが今あると思うのです。現実的なのは、やはり田山議員さん、公明党さんでありますので、こういった一地方自治体、そして県、国、これがやはり一連となって国のほうに、やはりこういった難聴というのは、全てにおいての病気になる、認知症もそうですし、いろんなものの要因になるということで、やはり国として、保険適用というのは多分ハードルが非常に高いと思います。ですので、助成をするような、そういうことを前段階で訴えていただいて、我々の段階も全体で入っていくというような形が一番いいのかなと。

今回兵庫県さんがそういった意味で、兵庫県として国に要望したと。意見書として出したというのが記事で出ておりましたので、やはり例えばこういう境町議会全体で要望していく。そして、県の全体で、県のほうでも国へ要望していく。そういったことでやはりそういった補助金を出していくほうにしていってほしいのではないかなと。先ほどの答弁書で、ちょっとおかしいなと思ったのは、数万円から十数万円と書いてあったのですよね。でも大体皆さん買われているのはもっと高いですよ。両耳だと多分40万とかになってしまったりとか、そういう話なのです。なので、やっぱりそういった意味では、欧米の補助制度というのはちゃんとしているし、日本はまだまだ法整備化がされていないのではないかなという部分がありますので、おっしゃっていることは本当に的を射ているというふうには思っておりますので、そういった形でやはり国に働きかけをしていくということも重要なのではないかなというふうに思っておりますので、今後議会の皆さんともどういうふうにしたら一番いいのかということも検討していきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今町長からありました。確かにそうだと思います。境町の場合は、今回予算は余り上がっていないのかな。難聴児に対して県が補助した上に、さらに町が補助をしてというやり方をしてはいますが、今の答弁ですと、やっぱりそれを目指したほうがいいのかという感じもしましたので、ぜひ私どももやはり県、国のほうにもまた訴えをしていきたいと思いますが、どうか一応町としても、それをまた取り組んでいただけるような、一応調査研究をしていただきたいということを要望しまして、1項目めはこれで終わります。

○議長（倉持 功君） これで認知症対策についての質問を終わります。

次に、所有者不明土地対策についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 島根行雄君登壇〕

○総務部長（島根行雄君） 皆さん、改めましてこんにちは。それでは、田山議員の2項目め、所有者不明土地対策についての1点目、全国的にも所有者不明の土地がふえており、社会問題になっているが、当町における現状と今後の取り組みについてとのご質問にお答えをいたします。

近年、不動産、登記簿等の台帳においても、所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかずに所有者不明となる土地が全国的にふえております。所有者不明土地問題研究の試算によりますと、先ほど田山議員さんが申し上げたとおり、2016年時点で九州全土の面積を上回る約410万ヘクタールの所有者不明の土地があると推計されております。そして、このまま対策を講じなければ、2040年には北海道全土に相当する約780万ヘクタールまでに拡大する可能性があるとしております。このようなことから、国では所有者不明の土

地を地域住民のために利用することができる地域福利増進事業の実施や、所有者不明土地の収用または使用に関する土地収用法の特例等の措置を講じ、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が令和元年6月1日に施行されました。

このような状況の中で、当町における令和元年度の固定資産課税台帳による土地の総筆数は5万3,770筆が登録をされておりますが、そのうち所有者不明の土地につきましては、個人と法人分合わせると34件で84筆ございます。例年、宛先不明等で返戻された納税通知書につきましては、所在の調査を行った後に送付先が確認できない場合には、公示送達の手続を行っているところでございます。これらの多くは、課税対象の死亡により、長期間相続登記が未利用の土地であることから、当町では死亡の手続の際に住民課の窓口において法務局で作成している相続を促進するリーフレットをお渡ししております。また、税務課におきましても、相続登記が完了するまでの当面の納税者を決めていただく相続人代表者指定届の提出をお願いしているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、国で制度化された地域福利増進事業につきまして、町としても調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今答弁いただいた、町で34件の今所有者不明という土地があるということでもあります。国も本当によろしく、大まかですけれども、例えば町がもし活用できるような、そういった土地があった場合に、たしか10年間を町が活用できるという、大ざっぱに言うとそんな感じの今回の法改正かなとは思いますが、あと所有者不明という中に、実はちょっとこの前聞いたときに、聞いてちょっとびっくりしたのですが、外国人の方が所有をされていて、今本当に町でも見ますと、今いろんなところで外国人の方が車の会社だったりとかって、いろいろ多いと思うのですが、そういった中で、外国人の方で土地を買われたけれども、もう所有者不明な土地になっているというところがあるというふうにも伺ったのですが、ちょっとこの辺のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（倉持達弘君） ただいまの田山議員さんの再質問にお答えいたします。

現在町内におきましても、外国人が所有いたしまして、帰国等によりまして所在が不明の土地がございます。現在公示送達をしている中にも2名いらっしゃいまして、7筆がそういった現状で不明の土地ということになっております。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今2名の方、7筆の土地が所有者不明になっているということにな

っているのですが、これは基本的にあれですか、ちょっと逆に聞きたいのですが、今回の法律の改正によって、不明というのは、例えばですが、税金を納める固定資産税を納めていない人が何年、例えば5年とか10年とか、そういう長期にわたらないと所有者不明ということにならないのか。それとも1年でも、さっき言ったように、どこの国かわかりませんが、帰国をされて、もう追いかけてやろうがないという、そういった時点で所有者不明というふうに捉えていいのか、ちょっとその点だけもう一回聞いていいですか。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（倉持達弘君） それでは、田山議員さんの質問にお答えいたします。

出国等によりまして所在が不明の土地の対応などにつきましてですが、こちらにつきましては執行停止の処分などによりまして、手続上、進めているような状況もございます。今回の地域福利増進事業につきましては、所有者不明の土地ということで、土地の使用の関係におきましては、調査等を行った上で、茨城県のほうに申請をいたしまして、その所有者が不明であるというふうな事実確認等を行った上で、許可がおりれば10年間の使用ができるような形の処理もできるかと思われま。

〔何事か言う者あり〕

○税務課長（倉持達弘君） では、続けてちょっとご回答いたします。

所有者不明の土地につきましては、不明という状況の中で使用できるというような条件があるわけなのですけれども、外国人に限らず所有者がわかったりした場合については、速やかにその辺については戻すような形の処理をとるというようなことも考えております。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） たしか延長もできるというあれも聞いてはいますけれども、所有者があらわれたらそれを返さなくてははいけないとなると、なかなか大変だと今聞いていたのですが。国で今、法改正をしましたけれども、これによって実は解決するというのは、今現在の1%にも満たないという話もあるのです。もう一度また改正案を出して、多分その辺を、使い勝手をよくしなくてははいけないのかなとは思っていますが、ただ今後、例えば多分この34件というのは、今課税の対象のところだと思うのです。実は非課税の土地というものも結構あると思うのです。そういうところをあわせると結構まだ何十年も、例えば家の方、相続人の人が本当に名前を変更しないまま50年たっているとか、そういう形のところも出てきているのかなという気はするのですが、今本当に10年で返さなくてははいけないというのがすごいネックだと今聞いていたのですが、ただやっぱり放置したままになると危ないなというところもあると思いますし、こういったところを、よく町でも現状は、もちろん税金の関係もありますから把握もされていると思うのですが、もしも利用できるようなことがあれば、そこも一つの選択肢でもいいのかなというふうにも思います。

今回土地のことを聞いてしまっていますけれども、これは所有者不明の家というのも実

はあるのか。普通はないと思うのですが、そういった、もう相続もしない、そのまま放置されているような母屋に関して、ちょっとそういうのがあるかどうか聞いてしまっているんですか。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（倉持達弘君） 田山議員の再質問にお答えいたします。

令和元年度におきまして、公示送達をしたものの中で家屋の所有者が不明というものにつきましては、27棟ほど所有者不明ということで家屋が課税されないままございます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今ちょっとびっくりしたのですが、27棟も所有者が不明なところがあると聞きましたので、それもやっぱり地域の安全性とかいろんなことを考えた中で、ぜひ町がもしも利用できるような、そういう場所があって、何か活用ができそうなところがあれば、有効的に使ってもらいたいなとは思うのとあわせて、やっぱり10年というのは、もうちょっと、先ほど町長のあれではないですけども、要望して、本当に自治体が自由にずっと使えるぐらいの、そういった法制度に変えてもらうように働きかけも必要なのかなというふうにも思いました。今後も実態の調査というか実態把握が一番大事だと思いますので、その辺をお願いしまして今回この質問……では、町長からあれば。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

やはり2つだと思うのです。1つは、先ほど田山議員が言われたように、権限を強くする。やはり収用法が使えて、自分たちで自分たちの土地になるような、そういうやはり法整備をしていかななくてはならないだろうというのが多分1点だと思うのです。いろいろ調べると、イギリスなんかはそういうふうに強くて、そういうふうな土地利用をしていると。

そしてもう一つ、先ほど言われた空き地、空き家の問題ですよね。所有者不明というのは、やはり相続していく中で、前の名前のままになっていて、そしてたくさんの人になってしまっていてわからなくなってしまったとか、そんなのも含まれるわけですよね。僕ら今やっているやつで、例の、今の国が想定しているのは、自治体も要らない、そして相続する人も要らない、そして誰も要らないから土地所有者が不明になってしまうと。要は要らない土地になってしまうわけです。最近境町がやっているのは、空き家とかあいている土地を、もし寄附をいただけるのならもらいますよということをあちらこちらやっているのです。それで、例えば例の赤岩さんのところの崩れそうだった、ちょっともらってから次の日の2時ぐらいに崩れたわけでありましてけれども、ああいったこともこれから町としては、相続のときにもそうですし、今の段階でも町に寄附しませんかというのをもっと大きくやっていこうと思っているのです。そのことによって、そういった土地が少しでも減っていくような、多分こ

れからもっと出てきますので、この後相続していくともう若い世代が要らないとって、普通だったらもったいないのにといいものも要らないということがたくさん出てくると思うのです。

ですので、やはりそういった意味では、町としてそういった有効活用できるところはいただきますよという、そういうスタンスをしっかりと皆さんに伝えていくことによって、そういう土地が減っていくのではないかと考えているので、今も一ノ谷で1件、山林をいただく予定であります。それから、坂花町でも1件、住宅をいただく予定です。やはりそうやって話が来たときに、そういった方々がちょうどタイミング的にはやはり相続のタイミングとかが多いです。そのときに、これは町に寄附するのでもらってもらえませんかというような話は多いものですから、そこをしっかりと進めていくというのが町のスタンスでありますので、多分鳥取県の日南町というところがそんな取り組みをしていて、自治体でもらいますよと。4,000人ぐらいの町だと思えるのですけれども、それで不明者の土地はなくしていくというようなことをやっているのです、町としても同じような方向なので、しっかりそういったところをやっていくと、ある程度歯どめはきくところがあるのかなというふうには思っています。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

〔「大丈夫です」と言う者あり〕

○議長（倉持 功君） これで所有者不明土地対策についての質問を終わります。

次に、消費税引き上げに伴う対応についての質問に対する答弁を求めます。

秘書公室長。

〔秘書公室長 忍田 博君登壇〕

○秘書公室長（忍田 博君） 改めまして、皆さんこんにちは。それでは、田山議員の3項目め、消費税引き上げに伴う対応について。消費税引き上げに伴う対応として、さまざまな予算や税制措置が予定されているが、当町における周知の取り組みについてとのご質問にお答えいたします。

ふえつづける社会保障費の財源を確保するため、来月10月から消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の導入に伴い、国ではさまざまな消費税負担軽減策を打ち出しております。町では、議員ご承知のとおり、負担軽減策の一つでありますプレミアム付商品券発行事業を実施いたします。これは、令和元年度の町民税が課税されていない方と3歳未満の子供がいる世帯の世帯主の方を対象に、4,000円の支払いで5,000円分の買い物ができる商品券を発行するもので、最大2万円までの購入することができ、補助金額は最大で5,000円でございます。当町の対象者は、1月1日現在町民税が課税されていない方は2,934世帯で、4,061人が該当し、9月2日にチラシと商品券購入引きかえ券交付申請書を送付させていただいたところでございます。それで周知を図っております。

また、子育て世帯につきましては、町民税が課税されていない方とは手続が異なりまして、申請は必要ございませんので、商品券購入引きかえ券を町民税が課税されていない方と同時に10月8日に郵送することになってございます。なお、子育て世帯につきましては、現在

抽出作業を行っているところでございます。

また、境町商工会が町の全額補助により、昨年まで2年間実施してきましたふるさとクーポン事業でございますが、ことしもこの国の事業と同時に実施をし、さらに消費喚起を図っていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、販売は10月13日から開始する予定でございます。

さらに、今回の消費税率引き上げと同時に、軽減税率制度が導入されることから、事業者は複数税率に対応するレジの買いかえや受発注、請求書管理等のシステム改修が必要になってきますので、境町商工会では軽減税率制度やキャッシュレス決済によるポイント還元事業の説明会時に、軽減税率対策補助金の活用を説明し、周知を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） ちょっといろいろ実はあったのですが、ただ、きのう町長の町政報告の中で、本当に今回の消費税率の引き上げに伴って、国がやっている、さらに給食費の無償化補助事業とか、さらに上乗せをするような事業をされて、本当に町内の人、皆さん喜ぶと思えますし、本当にまた境町に住みたいということが望まれるような対策をいろいろされているのだなとも思っております。

先ほどのプレミアム商品券ですが、ちょっと1点だけあれですけども、一般の方も買える商品券と同時にやる。これは本当に、例えばですけども、非課税世帯の方が買ったときに、そこだけだとわかってしまうというか、変な話ですけども、そういうちょっとこれは懸念をしているところもあったのですが、今回町が本当に一緒になって抱き合わせでやるということでありますので、大変喜ばしいのですが、商品券そのものには違いはないのでしょうか。ちょっとその辺だけ聞いてもいいですか。

○議長（倉持 功君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（橋本健一君） 田山議員のご質問にお答え申し上げます。

商品券の図柄は同じですけども、発行者が町となりますので、その部分だけ変わるような形になります。色とかは全く同じになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） ちょっと細かいところがあればかなと思うのですが、ぜひ先ほどありました、随分対象者が境町でも多いなという感じもいたしましたので、その方にも本当に少しでも消費税率の痛みを少しでも和らげるためにも、対策ができるように周知をまたいろんなところで町としてもお願いをしたいと思っております。

以上をもちまして、自分の一般質問を終了させていただきます。

○議長（倉持 功君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。